二　学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）若しくは工業に関する高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校又は外国にあるこれらの学校に相当する学校を理学、医学、薬学、工学若しくは農学又はこれらに相当する課程における品質管理に関する科目を修めて卒業した者（同法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）であって、品質管理に関する実務経験を四年以上有する者

三・四　［略］

2　［略］

別表第三（第十条関係）

指定の区分	検定設備		検定を実施する者	
	名称	性能	条件	人数
非自動はかり	［略］	［略］	次のいずれかに該当すること。 一　学校教育法による大学、旧大学令による大学又は旧専門学校令による専門学校において理学又は工学の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）で、質量計の検査に一年以上従事した者 二～四　［略］	［略］
ガラス製温度計（ガラス製体温計を除く。）	［略］	［略］	次のいずれかに該当すること。 一　学校教育法による大学、旧大学令による大学又は旧専門学校令による専門学校において理学又は工学の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）で、温度計の検査に一年以上従事した者 二～四　［略］	［略］
ガラス製体温計	［略］	［略］		
抵抗体温計	［略］	［略］		
アネロイド型血圧計	［略］	［略］	次のいずれかに該当すること。 一　学校教育法による大学、旧大学令による大学又は旧専門学校令による専門学校において理学又は工学の課程を修めて卒業した者で、圧力計の検査に一年以上従事した者 二～四　［略］	［略］

二　学校教育法に基づく短期大学若しくは工業に関する高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校又は外国にあるこれらの学校に相当する学校を理学、医学、薬学、工学若しくは農学又はこれらに相当する課程における品質管理に関する科目を修めて卒業した者であって、品質管理に関する実務経験を四年以上有する者

三・四　［略］

2　［略］

別表第三（第十条関係）

指定の区分	検定設備		検定を実施する者	
	名称	性能	条件	人数
非自動はかり	［略］	［略］	次のいずれかに該当すること。 一　学校教育法による大学、旧大学令による大学又は旧専門学校令による専門学校において理学又は工学の課程を修めて卒業した者で、質量計の検査に一年以上従事した者 二～四　［略］	［略］
ガラス製温度計（ガラス製体温計を除く。）	［略］	［略］	次のいずれかに該当すること。 一　学校教育法による大学、旧大学令による大学又は旧専門学校令による専門学校において理学又は工学の課程を修めて卒業した者で、温度計の検査に一年以上従事した者 二～四　［略］	［略］
ガラス製体温計	［略］	［略］		
抵抗体温計	［略］	［略］		
アネロイド型血圧計	［略］	［略］	次のいずれかに該当すること。 一　学校教育法による大学、旧大学令による大学又は旧専門学校令による専門学校において理学又は工学の課程を修めて卒業した者で、圧力計の検査に一年以上従事した者 二～四　［略］	［略］